

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護保険室) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (同) 二
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同) 三
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (同) 四
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (同) 四
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (同) 四
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 五
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 五
- 肥料の登録有効期間の更新 (農産園芸環境課) 五
- 肥料の登録事項の変更 (同) 六
- 肥料の登録の失効 (同) 六
- 特殊肥料の検査結果の公表 (同) 七
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 八
- 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示 (会計課) 八
- 土地改良事業計画の適当の決定 (東部地方振興事務所) 九
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (情報システム課) 九
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 一〇
- 教育委員会定例会の開催 (教育委員会) 一一

ページ

公安委員会
○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施

告 示

○宮城県告示第六百三十四号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。
平成二十一年七月十日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四七二六〇〇六〇〇	今徳ヘルバーステーション宮城県松島町高城字西柳二十番地の四	株式会社コーディアル・ケア今野	平成二十一年五月一日
〇四七五二〇二九四三	愛心ヘルプサービス仙台市青葉区中山九丁目十二番十三号	株式会社愛心ヘルプサービス	平成二十一年五月一日
〇四七五五〇一九七九	ケアステーションとりのこ仙台市泉区上谷刈字羽黒山七番地の二	合同会社さぼーと敬一ト仙台	平成二十一年五月一日
〇四七五五〇一九九五	ひかりケアサポート仙台市泉区東黒松十三番地十号コーポ宮城・一〇一号室	株式会社ひかりケアサポート仙台	平成二十一年五月一日
〇四七五二〇二九五〇	ケアネット一番町ヘルバーステーション仙台市青葉区一番町一丁目十番十一号ACビル八階	株式会社ウエルシスパートナーズ	平成二十一年五月十五日
〇四七五二〇二二八〇	アーネストケアサービス仙台市宮城野区鶴ヶ谷東二丁目十七番一〇一ウツデイハウス一〇一〇一〇一	株式会社アーネストケアサービス	平成二十一年五月十五日

二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日

四 通所介護				三 居宅療養管理指導			
○四七二二〇〇八七三	アサヒサンククリン在宅介護センター登米 登米市迫町佐沼字梅ノ木二丁目一番九	アサヒサンククリン株式会社	平成二十一年五月一日	○四六二一九〇〇一八	社会福祉法人蔵王町社会福祉協議会訪問看護ステーション 刈田郡蔵王町円田字愛宕前二十九番地	社会福祉法人蔵王町社会福祉協議会	平成二十一年五月一日
○四七二四〇〇五三三	アサヒサンククリン在宅介護センター東松島 東松島市矢本字上河戸六十番地の一	アサヒサンククリン株式会社	平成二十一年五月一日	○四六二七九〇〇三二	大郷訪問看護ステーション 黒川郡大郷町大松沢字宮畑二十五番地の三	医療法人社団俊香会	平成二十一年五月一日
○四七二四〇〇五三二	デイサービスはまなすの里 (広域型) 東松島市小野字中の関六番二	社会福祉法人ことぶき会	平成二十一年五月一日	○四六五一九〇一〇六	訪問看護ステーションゆいまる 仙台市青葉区栗生三丁目十七番一号ブルーベリー栗生二〇五号室	有限会社ゆいまる	平成二十一年五月一日
○四七二一六〇〇五九二	今徳デイサービスセンター 宮城郡松島町高城字西柳二十番地の四	株式会社コーディアル・ケア今野	平成二十一年五月一日	○四七〇八〇〇三六八	おやまデイサービスセンター 角田市尾山字横町百二十七番地三	有限会社介護サポート	平成二十一年五月一日
○四七五五〇一九八七	ツクイ南中山 仙台市泉区南中山二丁目二十八番二号	株式会社ツクイ	平成二十一年五月一日	介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日

五 福祉用具貸与				六 特定福祉用具販売			
○四七二二〇一八三三	YI Sケアサポート株式会社 仙台市成田字小塚百七十三番地の北	YI Sケアサポート株式会社	平成二十一年五月十五日	○四七二二〇〇八八一	合同会社ほいぶ 登米市迫町佐沼字南元丁四十一番地の五	合同会社ほいぶ	平成二十一年五月一日
○四七五二〇二二七二	デイサービスセンター七福の里 仙台市宮城野区安養寺一丁目十三番十二号	株式会社七福の里	平成二十一年五月十五日	○四七二二〇〇八八一	合同会社ほいぶ 登米市迫町佐沼字南元丁四十一番地の五	合同会社ほいぶ	平成二十一年五月一日
○四七五五〇二〇〇一	アースサポート株式会社 アースの森中央デイサービスセンター 仙台市泉区七北田字古内百三十番地	アースサポート株式会社	平成二十一年五月十五日	○四七二六〇〇六一八	今徳居宅介護支援事業所 宮城郡松島町高城字西柳二十番地の四	株式会社コーディアル・ケア今野	平成二十一年五月一日
○四七二一四〇〇五四九	医療法人社団仁明会仁明会 東松島居宅介護支援事業所 東松島市大森一丁目一番地	医療法人社団仁明会	平成二十一年五月一日	介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日

○宮城県告示第六百三十五号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。
平成二十一年七月十日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四七五二〇二二六四	サンバーストケアプランセ ンター 仙台市宮城野区鶴ヶ谷八丁 目十五番地十四コーポシヨ ン一〇三三号	合同会社ティーファーム	平成二十一年 五月一日
〇四七五三〇一五五二	マイムケアプラン若林 仙台市若林区かすみ町一番 二十二号	有限会社オーバード	平成二十一年 五月一日
〇四七〇二〇一八四九	YI, Sケアサポート株式 会社 石巻市成田字小塚百七十三 番地	YI, Sケアサポート株 式会社	平成二十一年 五月十五日

〇宮城県告示第六百三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十一年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四七二六〇〇六〇〇	今徳ヘルパーステーション 宮城郡松島町高城字西柳二 十番地の四	株式会社コーディアル・ ケア今野	平成二十一年 五月一日
〇四七五二〇一九四三	愛心ヘルプサービス 仙台市青葉区中山九丁目十 二番十三号	株式会社愛心ヘルプサー ビス	平成二十一年 五月一日
〇四七五五〇一九七九	ケアステーションとりのこ え 仙台市泉区上谷刈字羽黒山 七番地の二	合同会社さぼーと敬	平成二十一年 五月一日
〇四七五五〇一九九五	ひかりケアサポート仙台 仙台市東区黒松十三番地 十号コーポ宮城、一〇一 号室	株式会社ひかりケアサポ ート仙台	平成二十一年 五月一日
〇四七五二〇二九五〇	ケアネット一番町ヘルパー ステーション 仙台市青葉区一番町一丁目 十番十一号	株式会社ウエルシスパー トナーズ	平成二十一年 五月十五日
〇四七五二〇二二八〇	アーネストケアサービス 仙台市宮城野区鶴ヶ谷東二 丁目十七番一〇一ウツデ ィ ハウス一〇一号	株式会社アーネストケア サービス	平成二十一年 五月十五日

二 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四七二二〇〇八七三	アサヒサンクリン在宅介 護センター登米 登米市追町佐沼字梅ノ木二 丁目一番九	アサヒサンクリン株式 会社	平成二十一年 五月一日
〇四七二四〇〇五三三	アサヒサンクリン在宅介 護センター東松島 東松島市矢本字上河戸六十 四番地の二	アサヒサンクリン株式 会社	平成二十一年 五月一日

三 介護予防居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四六二二九〇〇一八	社会福祉法人蔵王町社会福 祉協議会訪問看護ステーション 刈田郡蔵王町円田字愛宕前 二十九番地	社会福祉法人蔵王町社会 福祉協議会	平成二十一年 五月一日
〇四六二七九〇〇三二	大郷訪問看護ステーション 黒川郡大郷町大松沢字宮畑 二十五番地の三	医療法人社団俊香会	平成二十一年 五月一日
〇四六五一九〇一〇六	訪問看護ステーションゆい まいる 仙台市青葉区栗生三丁目十 七番一五号ブルーベリー栗生 二〇五号室	有限会社ゆいまいる	平成二十一年 五月一日

四 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四七〇八〇〇三六八	おやまデイサービスセンタ ー 角田市尾山字横町百二十七 番地三	有限会社介護サポート	平成二十一年 五月一日
〇四七二四〇〇五三二	デイサービスはまなすの里 (広域型) 東松島市小野字中の関六番 二	社会福祉法人ことぶき会	平成二十一年 五月一日
〇四七二六〇〇五九二	今徳デイサービスセンター 宮城郡松島町高城字西柳二 十番地の四	株式会社コーディアル・ ケア今野	平成二十一年 五月一日

〇四七五〇一九八七	ツクイ南中山 仙台市泉区南中山二丁目二 十八番二号	株式会社ツクイ	平成二十一年 五月一日
〇四七〇二〇一八三	Y I , S ケアサポート株式 会社デイサービスセンター ばれつと河北 石巻市成田字小塚百七十三	Y I , S ケアサポート株 式会社	平成二十一年 五月十五日
〇四七五二〇二一七二	デイサービスセンター七福 の里 仙台市宮城野区安養寺一丁 目十三番十二号	株式会社七福の里	平成二十一年 五月十五日
〇四七五五〇二〇〇一	アースサポート株式会社ア ースの森泉中央デイサービ スセンター 仙台市泉区七北田字古内百 三十番地	アースサポート株式会社	平成二十一年 五月十五日

五 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七二二〇〇八八一	事業者の名称及び所在地 合同会社ほーぷ 登米市迫町佐沼字南元丁四 十一番地の五	申請者名 合同会社ほーぷ	指定年月日 平成二十一年 五月一日
-------------------------	--	-----------------	-------------------------

六 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七二二〇〇八八一	事業者の名称及び所在地 合同会社ほーぷ 登米市迫町佐沼字南元丁四 十一番地の五	申請者名 合同会社ほーぷ	指定年月日 平成二十一年 五月一日
-------------------------	--	-----------------	-------------------------

〇宮城県告示第六百三十七号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。
平成二十一年七月十日

一通所介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
-----------	-------------	------	-------

〇四七〇六〇〇二〇六	デイサービスセンターしる いし 白石市郡山字平成百四十一 番	医療法人掬水会	平成二十一年 五月三十一日
------------	---	---------	------------------

〇宮城県告示第六百三十八号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。
平成二十一年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七〇六〇〇二〇六	事業者の名称及び所在地 デイサービスセンターしる いし 白石市郡山字平成百四十一 番	申請者名 医療法人掬水会	廃止年月日 平成二十一年 五月三十一日
-------------------------	--	-----------------	---------------------------

〇四七二二〇〇八三三

〇四七二二〇〇八三三	こころ居宅介護支援事業所 柴田郡川崎町川内字北川原 山七十二	医療法人掬水会	平成二十一年 五月三十一日
------------	--------------------------------------	---------	------------------

〇四七五四〇〇六六九

〇四七五四〇〇六六九	総合福祉ツクイ西多賀 仙台市太白区土手内一丁目 二十一番五号	株式会社ツクイ	平成二十一年 五月一日
------------	--------------------------------------	---------	----------------

〇宮城県告示第六百三十九号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定を辞退する旨届出があった。
平成二十一年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四二二二二一〇七〇	事業者の名称及び所在地 川崎こころ病院 柴田郡川崎町川内字北川原 山七十二	申請者名 医療法人掬水会	辞退年月日 平成二十一年 五月三十一日
-------------------------	--	-----------------	---------------------------

〇宮城県告示第六百四十号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。
平成二十一年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十一年五月七日	第五一九号	混合有機質肥料	くみあい有機九四〇	九・〇	四・〇			含有を許される有害成分の制限事項は公定規格のとおり	片倉チツカリン株式会社	東京都千代田区九段北一丁目一三番五号	平成二十四年六月二十六日
平成二十一年五月七日	第五四三号	混合有機質肥料	片倉有混七〇	七・〇	一・〇			含有を許される有害成分の制限事項は公定規格のとおり	片倉チツカリン株式会社	東京都千代田区九段北一丁目一三番五号	平成二十四年六月四日
平成二十一年五月二十一日	第四四三号	副産石灰肥料	四五・〇貝殻石灰肥料	四五・〇				含有を許される有害成分の制限事項は公定規格のとおり	千葉和郎	牡鹿郡女川町尾浦九九	平成二十七年六月二十九日
平成二十一年五月二十二日	第五〇一号	副産石灰肥料	かき殻粉末石灰肥料	四五・〇				含有を許される有害成分の制限事項は公定規格のとおり	小松洋一郎	気仙沼市波路上内田二七番二号	平成二十四年六月十六日

○宮城県告示第六百四十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に係る変更の届出があった。

平成二十一年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は 名称及び住所	変更事項	変更の内容	変更年月日
第五五八号	混合有機質肥料	バイオノミクス	大成農材株式会社	バイオノミクス	変更後 バイオノミクスB M	平成二十一年 四月十四日

○宮城県告示第六百四十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成二十一年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

失効年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	窒素全量	保証成分量(%) りん酸全量	加里全量	アルカリ分	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所
平成二十一年三月二十三日	第四五九号	副産石灰肥料	四五・〇かき副産石灰万石				四五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	木村 喜美治	石巻市渡波三丁目四番十八号

平成二十一年 三月二十三日	第三二六号	混合有機質肥料	太協七〇魚粕 配合肥料一号	七・〇	五・〇			含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり。	太協物産株式会社	石巻市湊町四丁目一番七号
------------------	-------	---------	------------------	-----	-----	--	--	---	----------	--------------

○宮城県告示第六百四十五号
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十一年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十一年一月から六月分

特殊 指定肥 名料	生産業者、輸入業者若し くは販売業者又は表示者	届出 名 (及び商品名)	検 査 の 結 果							備 考		
			(%) ^{TN}	(%) ^{TP}	(%) ^{TK}	(mg/kg) ^{TCU}	(mg/kg) ^{TZn}	(%) ^{TCaO}	C/N		(%) ^{水分}	その他 の検査
たい肥	農事組合法人 大泉養豚 組合	豚ふんたい肥(グリーン パワー)	三・七二	五・〇七	二・九五	三四六	五・一三	五・四	一四	二六・五		立入 月日 二〇
たい肥	みやぎ登米農業協同組合 中田有機センター	ペレット牛ふん	〇・九五	一・三〇	一・四五				二九	五四・八		立入 月日 二〇
たい肥	みやぎ登米農業協同組合 とよま有機センター	とよま有機センター堆肥	〇・九二	一・二九	一・四八				二五	五二・五		立入 月日 二〇
たい肥	栗駒有機センター	くりこまゆうゆう	一・〇一	二・三七	一・六八				一七	四二・八		立入 月日 二〇
たい肥	栗駒ファーム	ハイコンユーキ	一・一八	四・三三	一・七七	九九・三	四四四	九・四	一四	四六・〇		立入 月日 二〇
たい肥	栗駒ファーム	パーク入り発酵けいふん	一・七四	七・九二	三・六八	六五・八	五二二	一六・五	一一	二六・一		立入 月日 二〇
たい肥	栗駒ファーム	発酵けいふん	一・九五	六・四六	三・〇一	六一・〇	五五五	一五・一	一〇	二九・六		立入 月日 二〇
たい肥	有限会社 富士物産	地力百倍	〇・七五	二・九三	一・一三				一九	五一・五		立入 月日 二〇
たい肥	有限会社 富士物産	富士ユーキ	〇・七〇	二・七六	一・二二				一九	五二・六		立入 月日 二〇
たい肥	有限会社 富士物産	エナジィグリーンユーキ	〇・六六	二・六八	一・〇六				一八	五四・四		立入 月日 二〇
たい肥	株式会社宮城醗酵	チャンピオン堆肥	〇・四七	一・一一	〇・五二	五八・二	一一四	二・八	二三	五七・二		立入 月日 二〇
たい肥	株式会社宮城醗酵	松島ユーキ	〇・五四	一・三〇	〇・六六				二七	五八・八		立入 月日 二〇

たい肥	株式会社宮城醜酵	熟成モミガラ堆肥	〇・七四	〇・七七	〇・四〇
たい肥	株式会社宮城醜酵	パーク堆肥	〇・五五	一・二〇	〇・六七
			二七	五七・五	三一 三八・六
					立入月日 二 / 十七

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

T N・窒素全量、T P・りん酸全量、T K・加里全量、T C u・銅全量、T Z n・亜鉛全量、T C a o・石灰全量、C / N・炭素窒素比、水分・水分含量

二 分析値は、T C u及びT Z nについては乾物当たりの数値、それ以外の項目については現物当たりの数値である。

○宮城県告示第六百四十六号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十一年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十一年七月三日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設可設番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
大和建設株式会社 本宮 紀昭	黒川郡大和町吉岡字天皇寺百八十四・二十二	般・十七号 第六百二十八	一部廃業 一般建設業 造園工業	平成二十一年六月八日
北日本建設工業株式会社 渡部 和美	多賀城市中央二丁目十八・五	般・特・十八号 第五千五百三十九号	全部廃業 特定建設業 土木工業 とび・土工工業 石工工業 鋼構造物工業 しゅんせつ工業 塗装工業 一般建設業 造園工業 水道施設工業	平成二十一年六月十二日
芳賀建設 芳賀 春夫	本吉郡南三陸町志津川字上の山五十三・四	般・十六号 第八千九十九号	全部廃業 一般建設業 土木工業 とび・土工工業 ほ装工業	平成二十一年六月八日

高平組 高平 治	黒川郡大和町落合相川字塚越三番五十七	般・十九号 第一万六千五百三十八号	全部廃業 一般建設業 とび・土工工業	平成二十一年六月九日
佐々木工務所 佐々木 薫	栗原市高清水天王沢十二・八十三	般・十八号 第一万七千六百五十八号	一部廃業 一般建設業	平成二十一年六月十日
株式会社カズ・コーポレーション 片倉 和子	仙台市青葉区上杉二丁目三・三十八	般・十九号 第二万七千九百八十五号	一部廃業 一般建設業 土木工業	平成二十一年六月一日
株式会社峰翔 箕輪 忠剛	仙台市青葉区二丁目十三・二十二	般・十九号 第三十三号	一部廃業 一般建設業 大工工業 管工工業	平成二十一年六月二日
東北環境テクノ マート株式会社 落合 定流	仙台市若林区六丁目字南九十七・三	般・特・二十号 第一万八千八百八十九号	全部廃業 特定建設業 土木工業 とび・土工工業 建築工業 電気工業 ほ装工業 塗装工業 内装工事 造園工業 一般建設業 電気通信工業	平成二十一年六月十二日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第六百四十七号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示
 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表宮城第一信用金庫の項中「仙台市太白区大野田字袋東四十番地の二」を「仙台市太白区大野田一丁目六番二十七号」に改める。

附 則

この告示は、平成二十一年七月二十一日から施行する。

○宮城県告示第六百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、河南矢本土地改良区が行う土地改良事業（筈入地区）計画を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年七月十日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 東 野 真 人

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（筈入地区）計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年七月十日から平成二十一年八月七日まで

三 縦覧場所

石巻市役所、石巻市役所河南総合支所

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県・市町村共同電子申請サービス提供業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 3 履行期間 契約締結の日から平成二十七年一月三十一日
 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとし、本人札に係る一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のための必要な同意を得ている者を除く。）

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で入札参加資格申請期限までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間に、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店

又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 過去二年以内に他の都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市と地方公共団体向けASP型電子申請サービス（アプリケーション）が動作するサーバーを事業者が設置運営し、インターネット及びLGWANを通じて利用者にサービス提供することをいう。）の提供に係る契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらすべて誠実に履行している者であること。

10 次に掲げる公的認証制度のいずれかを取得している者であること。

(一) ISMS適合性評価制度（情報セキュリティマネジメント）

(二) プライバシーマーク制度

11 次に掲げるLGWAN・ASPサービスの登録者として認定を受けている者であること。

(一) LGWAN・ASPホスティングサービス提供者又はLGWAN・ASPアプリケーション及びコンテンツサービス提供者

(二) LGWAN・ASPファシリテイサービス提供者

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十一年七月二十八日（火）午後五時までに申請すること。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企画部情報システム課 電子県庁構築班（電話〇二二・二二一・二四八二）

2 入札説明書の交付期限

平成二十一年八月六日（木）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十一年七月二十七日（月）まで1あて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十一年八月二十七日（木）午後五時まで

(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までに開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十一年八月二十八日（金）午前十時三十分（開場午前十時十分）

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎六階 六一一会議室

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び四3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求

められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とする事の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定められた長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行うものであつて、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となつた時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Service to be Procured: Provision of a joint electronic service for the Miyagi Prefectural Government and municipalities: 1 set
- 2 Period of Contract: Date of conclusion of Contract: January 31, 2015
- 3 Deadline for Bid: Thursday, August 27, 2009, 5:00 p.m.
- 4 Contact: Information System Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2481

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年七月十日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市大字山崎九番三丁 二二番一、二番二、九番三の地先の水路及び同字表百六十八番三の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

東松島市小松字上二間堀百七十六番地 奥洲物産運輸株式会社

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第二十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従つて傍聴しなければならない。
平成二十一年七月十日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日時 平成二十一年七月十七日 午後一時三十分
二 場所 教育委員会会議室

三 事件

1 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

2 職員の人事について

四 傍聴者の定員

十一人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二・二二二・三六二二)

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第118号

道路交通法(昭和55年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成21年7月10日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに大型・中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定よつと資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成20年21年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	平成21年8月19日から平成21年10月30日まで	仙台市泉区市名坂字高倉65番地 宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成21年7月14日（火）から平成21年8月18日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間
平成21年7月14日（火）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。
問い合わせ先の電話番号 022 - 373 - 3601（内線221、222）